

堺個審第22-1-2号
(答申第156号)
令和4年12月27日

堺市長 永藤 英機 様

堺市個人情報保護審議会
会長 矢口 智 春



諮問に対する答申

令和4年8月12日付け堺産企第671号で諮問のありました下記諮問案件について、審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	開示請求に対する不開示決定処分を不服とする審査請求に係る審議
対象公文書	私設水路工事にともなう同意書
実施機関 (処分庁)	堺市長 (産業振興局 農政部 農業土木課)
諮問実施機関 (審査庁)	堺市長 (産業振興局 産業戦略部 産業企画課)

答 申

第1 審議会の結論

令和4年8月12日付けで諮問のあった審査請求事案「私設水路工事にもなう同意書」（以下「本件対象公文書」という。）について、堺市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示（不存在）決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和4年4月11日、審査請求人は、堺市個人情報保護条例（以下「条例」という。）13条1項の規定に基づき、「本件対象公文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。
- 2 同年4月25日、実施機関は、本件請求に対し、「保有していない」として不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和4年6月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法2条の規定により本件審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

私設水路工事に関する同意書を開示する様に求める。

第4 審査請求人の主張（審査請求書原文）

私は同意書に氏名は書いてない。印鑑も押してない。工事図面も見えてない。

第5 実施機関の主張要旨

審査請求人は、当該私設水路工事（以下「本工事」という。）は約50年前に堺市により実施されたと主張されている。

今回の堺市個人情報開示請求により、本工事に関する記録を探索したが、同意書はもとより本工事関係書類は一切確認できなかった。そのため、どのような事業で本工事を実施したのかも分からず、本工事に堺市が関わったのか、またそもそも同意書が存在するのかも不明な状況である。

なお、本市において、工事に関する該当文書の保存期間は10年となっている。

第6 審議会の判断

- 1 本件処分の妥当性について

本件請求に係る文書は、本工事に関する同意書である。

審査請求人は、本工事が約50年前に堺市により実施されており、その工事に関して同意書が堺市に提出されたはずであると主張し、当該同意書を開示することを求めている。

これに対して、実施機関は、本工事に伴う記録を探索したが、同意書はもとより本工事関係書類が一切確認できず、どのような事業で本工事を実施したのかも分からず、本工事に堺市が関わったのか、またそもそも同意書が存在するのかも不明な状況であると弁明している。

また、実施機関に聴取したところ、審査請求人からは、本工事に対する堺市の関与を示す証拠は何ら示されておらず、仮に堺市が関与していたとしても、堺市における工事に関する文書の保存期間は10年となっているとのことであった。

これらのことから、工事の実施から約50年の歳月が経過している本件請求時点において、本工事に関する文書が現存しないのは不自然なことではなく、同意書の存否についても不明であったとする実施機関の主張に、特段不合理な点は認められない。

2 以上の理由により、当審議会は「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考) 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 8月12日	諮問書の受理
令和4年10月14日	審 議
令和4年11月18日	審 議
令和4年12月16日	審 議
令和4年12月27日	答 申

(参考) 堺市個人情報保護審議会委員

氏 名	所 属 等	備 考
矢口 智春	弁 護 士	会 長
岡本 大典	弁 護 士	会長職務代理者
青木 賜鶴子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科教授	
赤木 俊夫	株式会社NHK グローバルメディアサービス 執行役員西日本支社長	
高野 恵亮	大阪公立大学大学院 都市経営研究科教授	
田中 雅人	堺商工会議所常議員 〔大阪ガス株式会社 大阪・奈良・和歌山地区 統括支配人〕	